

# 安全管理規定

平成19年 4月 1日 制定  
台東タクシー株式会社

## (目的)

第1条 この規定（以下「本規定」という）は、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2並びに第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

## (運用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般乗用車自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

## (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第3条
1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、車内において輸送の安全の確保に主導的役割を果たす。  
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
  2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。  
又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

## (輸送の安全に関する重点施策)

- 第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する事。
  - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的且つ効率的に行うよう努める事。
  - 三 輸送の安全に関するチェックを行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる事。
  - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する事。
  - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する事。

## (輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、当社の前年事故発生件数を20%削減する目標を策定する。この削減目標は、必要に応じて見直し、継続的な改善を行う。

## (輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な乗務員の指導監督の見直しを作成する。

## (社長等の責務)

- 第7条
1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
  2. 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
  3. 社長は、輸送の安全の確保をする為の業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

## (安全統括管理者の選任)

第8条 社長は、安全担当役員から安全統括管理者を任命する。

(社内組織)

- 第9条 1. 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保する為の企業統治を的確に行う。
- 一 安全統括管理者（役員から選任する）
  - 二 指導主任者（役員から選任する）
  - 三 営業所長（統括運行管理者）
  - 四 運行管理者
  - 五 運行管理者代務者
  - 六 整備管理者
  - 七 整備管理者代務者
2. 指導主任者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、各営業所長を統括し、指導監督を行う。
3. 営業所長は、指導主任者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内各課を統括し、指導監督を行う。
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や、重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

- 第10条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意志疎通を十分に行う事により、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有される様に努める。
- また、安全性を損なう様な事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第11条 1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める交通事故処理規程による。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達される様に努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう、必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届け出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第12条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成する為、必要となる人材育成の為の教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(運輸マネジメント委員会)

- 第13条 1. 社長は、安全統括管理者、役員、営業所長、担当者、乗務員親睦会代表より構成された運輸安全マネジメント委員会を設置する。
2. 運輸安全マネジメント委員会は、従業員や外部からの意見、情報等に基づき事故原因の解明を行い、事故再発防止の計画を策定し、全従業員に周知徹底を行う。
3. 運輸安全マネジメント委員会は、指導内容の効果について、1年に一度、事故統計の結果を確認して評価を行う。
- 評価の結果、事故件数の削減が見られない場合、又は、削減が少ない場合には、更なる指導方法の検討を行い、目標の達成に向け努力を行う。

(輸送の安全に関する社内チェック)

- 第14条 1. 安全統括管理者は、自ら又は運輸安全マネジメント委員会のメンバーの中から実施責任者を定め、安全マネジメントの実施状況等を点検する為、1年に1回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する社内チェックを実施する。
- 又、重大事故、災害等が発生した場合又は、同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する社内チェックを実施する。
2. 社内チェックは、別紙チェックリストに基づいて実施する。
3. 安全統括管理者は、前項の社内チェックが終了し、その結果、改善すべき事項が認められた場合は、速やかに社長に報告し、輸送の安全の確保の為に必要な方策を検討し、必要に応じ当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第15条 1. 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又はチェックの結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保の為に必要と認める場合には、輸送の安全の確保の為に必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全確保の為に措置を講じる。

(情報の公開)

- 第16条 1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保の為に講じた改善状況について、国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。
3. 公表方法については、社内掲示板等に掲示するものとする。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第17条 1. 本規定は、業務の実態に応じ、定規定に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部チェックの結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 全条に掲げる情報の公開結果はこれを適切に保存する。

(実施期日)

- 第18条 本規定は平成19年 4月 1日から実施する。

代表取締役 社長  
田村 恵司